

# BOX Performers Academy 会則

## 第1章 総則

### 第1条 (名称)

本施設の名称は、会員制ダンススクール「ボックス パフォーマーズアカデミー」と称する。

### 第2条 (本校所在地)

本施設は、東京都豊島区東池袋 1-22-5 サンケビル 6F 本校を置くものとする。

### 第3条 (運営・管理)

本施設の運営及び管理は株式会社ジェイトップネットワーク(以下「会社」という)が行うものとする。

### 第4条 (目的)

本施設の目的は、本施設を利用し、技術の向上および心身の育成・健康維持増進、地域・社会貢献に努めるとともに、会員相互の親睦ならびに、ダンスライフの振興を図ることを目的とする。

## 第2章 会員資格

### 第5条 (入会の条件)

本施設の会員は、本施設の趣旨に賛同し、会則を遵守するとともに原則として、次の各項に該当する者とする。

1. 心身ともに健康な者
2. 本施設の会員として、ふさわしい品位と社会的信用のある者
3. 暴力団関係者でない方
4. 過去に会社より除名等の通告を受けていない方

### 第6条 (入会手続き)

1. 本施設に入会を希望する者は、所定の入会申込書に必要事項を記入・押印の上、入会審査を受けなければならない。
2. 未成年者が入会する場合、所定の申込書類により親権者の同意を得た上で申し込むものとする。この場合、親権者は自らの会員資格の有無に関わらず、本会則に基づく責任を本人と連帯して負うものとする。

### 第7条 (会員の種類)

本施設会員は全月謝制であり、会員の種類は次の通りとする。

1. 個人会員 (一般)
  - A) UL 会員
  - B) FF 会員
  - C) DF 会員
  - D) DE 会員
  - E) HF 会員
  - F) BM1 会員
  - G) BM2 会員
  - H) BM4 会員
2. 個人会員 (小学生・中学生・高校生)
  - J) KB1 会員
  - K) KBF 会員
  - L) J4 会員
  - M) JF 会員
  - N) H4 会員
  - O) HS 会員
3. 法人会員 (会社・団体)
  - P) CMF 会員
  - Q) CMT 会員

### 第8条 (会員証の発行)

本施設は会員に対し会員証の発行を行うものとする。

1. 会員証は記入された者以外での使用を禁ずるものとする。
2. 会員は会員証を紛失した場合には、直ちに所定の手続きを行い再発行の申請をするものとする。ただし再発行については、2,000円+消費税の手数料を支払うものとする。

3. 会員が資格を喪失した場合は、直ちに会員証を返還するものとする。
4. 会員証を忘れた場合はビジター扱いとし、1レッスン3,000円+消費税を支払うものとする。ただし、後日会員が同日のレシート及び会員証を提出した場合、支払ったレッスン料の返還を受けることができる。

### 第9条 (入会金)

入会金は入会申込みと同時に納入するものとし、法令の定めまたは会社が求める特別な理由がある場合を除き、会員はこれの返還を受けることは出来ない。

### 第10条 (月謝)

1. 月謝会員は、月謝の納入に関し入会申込み時に2ヶ月分を前納するものとし、いかなる場合も、会員はこれの返還を受けることは出来ない。
2. 月謝の口座振替は、本施設指定の業者へ委託するものとする。
3. 会社の特別な承認により、口座振替以外の支払方法を認められた場合、月謝の10%を管理事務手数料として毎月、月謝に加算し徴収するものとする。
4. 上記2、3項の支払に関して、支払い期日を過ぎた場合、月謝、管理事務手数料の他、月謝の10%を遅延管理事務手数料として加算し徴収するものとし、指定期日までに納入しなければならない。

### 第11条 (消費税)

入会金、月謝、レッスン料、管理事務手数料その他会員と会社との取引の消費税率は、支払日に施行される税率を適用するものとする。

### 第12条 (会員資格の無効及び除名)

本施設は、会員が月謝等の支払いを2ヶ月滞納し、期限を定めた催告に応じないときは、会員資格を無効とし、除名するものとする。ただし、本施設は会員が次の事項に該当すると認められた場合は、即刻その会員を除名処分にすることが出来るものとする。

1. 本施設の施設を故意に毀損したり、本施設運営を故意に妨害したりする行為がある場合
2. 第5条・6条に定める入会条件、手続きに不備や虚偽の事実があった場合
3. 本施設やスタッフへの誹謗、中傷等、名誉・信用を傷つける行為があり、被害の届出があった場合
4. 会員相互の和を乱し、不快感を与える行為等があった場合
5. 物品販売や営業行為、金銭の貸借、勧誘行為、政治活動、署名活動等を行い、施設スタッフの中止活動に従わない場合
6. 本施設スタッフや契約講師を待ち伏せしたり、後をつけたり、みだりに話しかける等の行為があり、本施設に届出があった場合
7. 本施設の器具・備品の損壊や備え付け備品を持ち出した場合
8. 痴漢、のぞき、露出、唾を吐く等、法令や公序良俗に反する行為があった場合
9. その他、会社が本施設会員としてふさわしくないと認めた場合

### 第13条 (退会)

退会とは、会員が自己の都合により、会員資格を喪失することをいい、退会の申し出は退会月2ヶ月前の月末(28日)までに、所定の退会届に署名捺印の上、本人が直接入会校受付に提出し行うものとする。(TEL・FAX・メール・郵便不可)その場合、月謝は退会届提出日より2ヶ月後まで徴収する。

なお、退会届の提出がない場合は退会の意思がないものと判断し、通常通り月謝を徴収するものとする。

### 第14条 (会員資格の喪失)

会員は、死亡、退会、除名、その他の会則の定めにより資格を失う。

### 第15条 (会員の名義変更及び会員資格の変更)

1. 会員の名義変更は一切認めない。
2. 会員種類の変更は可能であるが、所定の変更届を入会校受付へ提

出し、以下の条件による。

『月謝制のタイプ変更』

<月謝の金額が多くなる場合>

- ・ 変更届提出日より、月謝差額を支払い、変更可能、変更手数料不要、翌月以降より、口座振替金額変更。

<月謝の金額が少なくなる場合>

- ・ 変更届提出日より、2ヶ月後から変更可能、変更手数料不要、2ヶ月後より、口座振替金額変更。

## 第3章 会員の権利・義務

### 第16条 (施設の利用)

会員は、本施設の営業時間内において、本会則に定める規定に基づき、本施設を利用する権利を有するものとする。

1. 本施設内においては、会員本人のみとし、本人以外は利用できない。また、必ず会員証を提示し記帳しなければならない。
2. 本施設内においては、全て係員の指示に従って行動する。
3. 本施設は毎月末休館日(29~31)の他、特別行事等で使用する場において、会員の利用を制限したり、外部にてイベント、舞台、発表会を開催する場合、臨時休館とすることがある。
4. 年末年始休館日は12/29~1/4、夏季休館日は8/11~8/17とする。
5. 第3項及び前項の他に、本施設は天災事変及び著しい社会情勢の変化等やむをえない事由が生じた場合に臨時休館とすることがある。
6. 会員が自己の責任において、本施設の施設等を破損した場合は、会員の負担において現状復帰するものとする。
7. 会員は受講クラス開始10分前までに受付を済ませることとし、遅刻し受講できない場合、これを了解するものとする。

### 第17条 (会員の損害賠償責任)

会員が、本施設の利用中、会員の責に帰する事由により会社または第三者に損害を与えた時は、その会員が当該損害に関する責を負うものとする。ビジターに於いても同様とする。

## 第4章 その他

### 第18条 (会員以外の利用者)

本施設の施設は会員以外に、会社が認める者(以下「ビジター」という)もビジター料金を支払うことにより、利用できるものとする。ただし、本施設の会則を遵守し利用することを条件とする。

### 第19条 (施設の利用制限及び廃止)

本施設は、天災事変及び著しい社会情勢の変化等やむをえない事由が生じた場合、施設の利用を廃止するか、制限することが出来る。

### 第20条 (事故および損害賠償責任免責)

1. 会員が本施設の利用中会員自身が受けた損害について、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社は当該損害に対する責を負わないものとする。
2. 会員は、本施設に持参した物品、現金、貴重品を、自己の責任で管理するものとし、会社に故意または重大な過失がある場合を除き、会社はこれらの盗難、滅失、毀損等の損害について責任を負わないものとする。
3. 第1項及び前項において、会社が責任を負う場合は、その賠償額は会員の月謝1か月分またはレッスン料のいずれか高い金額を限度とする。
4. 第1項、同2項及び前項は、ビジターも同様とする。

### 第21条 (管轄)

会員と本施設との紛争の第一管轄は東京地方裁判所とする。

### 第22条 (会則の改訂・告知方法)

本施設は、本会則の改正・変更を必要に応じて行うことが出来るものとし、その実施効力は全会員に及ぶものとする。本会則の告知方法は施設内での掲示とする。 改正施行 H29. 4. 1